

感染対策指針

特定非営利活動法人多摩家事介護ワーカーズ・コレクティブくるみ

当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための本指針を定める。

1. 基本的な考え方

当事業所は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる介護保険・介護予防・障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者・家族及び職員の健康と安全を継続的に守るための適切な感染対策を実施する。

2. 感染対策委員会の設置

① 設置の目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

② 感染対策委員会の構成員

業務会議の構成員が兼務し、BCP に定める推進体制メンバーと連携することとする。

③ 感染対策委員会の開催

おおむね 6 か月に 1 回以上、業務会議内で定期的に行うとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

④ 感染対策委員会の役割

(ア) 事業所内感染対策の立案

(イ) 感染症発生時の対応の検討

(ウ) 情報の収集、整理、全職員への周知

(エ) 行動マニュアル等の作成

(オ) 事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

3. 平時の対応

① 「介護現場における感染対策の手引き」「介護職員のための感染対策マニュアル」(厚労省)に沿って、感染症の予防及びまん延の防止に努める。

② 年に 1 回以上感染対策にかかる研修を実施する。

③ 年に 1 回以上感染対策にかかる訓練を実施する。

4. 発生時の対応

- ① 当事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。感染対策委員会はその内容及び対応について全職員に周知する。
- ② 速やかに行政へ報告する。
- ③ 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。
- ④ 他のサービス事業所や関係機関と情報共有や連携をしてまん延しないように努めるとともに、外部へ情報配信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮する。

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2024年4月1日から適用する。

<改訂履歴>